

# 史跡 小峰城跡

## 整備基本計画書

(第1次 第II期)



令和8年〇月

白河市

# 目 次

## 第1章 計画の概要

第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画策定の必要性と目的	2
第3節	整備基本計画の位置づけと関連計画	2
第4節	対象範囲	4
第5節	計画の期間	10
第6節	計画策定の進め方	10
第7節	審議経過	10
第8節	整備計画の構成	11

## 第2章 小峰城跡の現況

第1節	小峰城跡の現況	13
第2節	小峰城跡周辺の地理的・歴史的環境	13
第3節	小峰城跡の整備	16
第4節	小峰城跡の指定概要	16
第5節	歴史的調査と遺構の状況	20
第6節	都市公園範囲の現況	22
第7節	史跡整備の現況	24

## 第3章 史跡小峰城跡の価値と保存・活用の基本的考え方

第1節	史跡小峰城跡の特色	27
第2節	都市公園としての特性と利用の経緯	28
第3節	期待される役割	29
第4節	史跡小峰城跡の本質的価値	29
第5節	地区区分	32
第6節	本章のまとめ	38

## 第4章 前期計画の評価

第1節	震災後の主な整備内容（2012年～）	39
第2節	第1次計画における予定事業（2015～2034年）	45
第3節	第I期整備事業（2015～2024年）の進捗整理	46
第4節	成果の評価と今後引き継ぐ課題	51
第3節	本章のまとめ	53

## 第5章 整備の基本理念と基本構想

第1節	整備理念の継承と発展	55
第2節	整備の段階構成（2期構成）	58
第3節	整備実施の原則	59
第4節	本章のまとめ	59

## 第6章 整備基本計画

第1節	全体計画	60
第2節	景観・環境整備の基本方針	61
第3節	植生管理の基本方針	69
第4節	各種動線の現況	74
第5節	本質的価値の整備	80
第6節	施設整備方針	83
第7節	地区別整備計画	88
第8節	文化財整備と防災機能の整合	97

## 第7章 管理運営計画

第1節	基本方針	99
第2節	管理体制の整備	99
第3節	協働と人材育成	101
第4節	保存管理計画	102
第5節	活用と情報発信	103
第6節	評価と見直し	104
第7節	本章のまとめ	105

## 第8章 計画の推進・評価・今後の課題

第1節	推進の基本方針	106
第2節	事業一覧とPlanの明確化	106
第3節	事業評価と計画の見直し	108
第4節	今後の課題と展望	110
第5節	おわりに	110



# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画策定の背景

「史跡小峰城跡整備基本計画」は、平成26(2014)年3月に策定された「史跡小峰城跡保存管理計画」において示された保存整備・公開・活用の基本方針に基づき、史跡としての本質的価値を損なうことなく、市民が親しみをもち集う場として、また本市のシンボルとしての存在感を高めるための整備の基本方針として、平成27年(2015)3月に策定された(以下第1次計画と記す)。

しかし、第1次計画策定時は東日本大震災で崩落した石垣の災害復旧事業が開始されて間もない時期であったことから、その内容は震災からの石垣修復が前提となっていたため、石垣修復の進捗状況が整備事業に影響を及ぼすものであった。

災害復旧事業としての石垣修復は、平成31年(2019)3月に終了したが、修復途中および修復終了後の整備の方向性は、小峰城石垣の震災からの復興の姿を示していくことが大きく作用し、整備前の発掘調査による遺構確認やそれに基づく整備方法の再検討などが十分なされることなく、事業に進んだことが反省点としてあげられる。

さらに、令和2年(2020)1月以降に急増した新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民の移動の制限などによる生活様式の変化に対応する、場の提供が緊急的に必要となった。

上記のように、第1次計画の策定から10年は、計画に基づきつつも震災や感染症への対応策が優先された内容となってしまったことから、これまでの進捗や反省も踏まえ、改めて今後の小峰城整備の方針を明らかにする必要性が生じてきた。

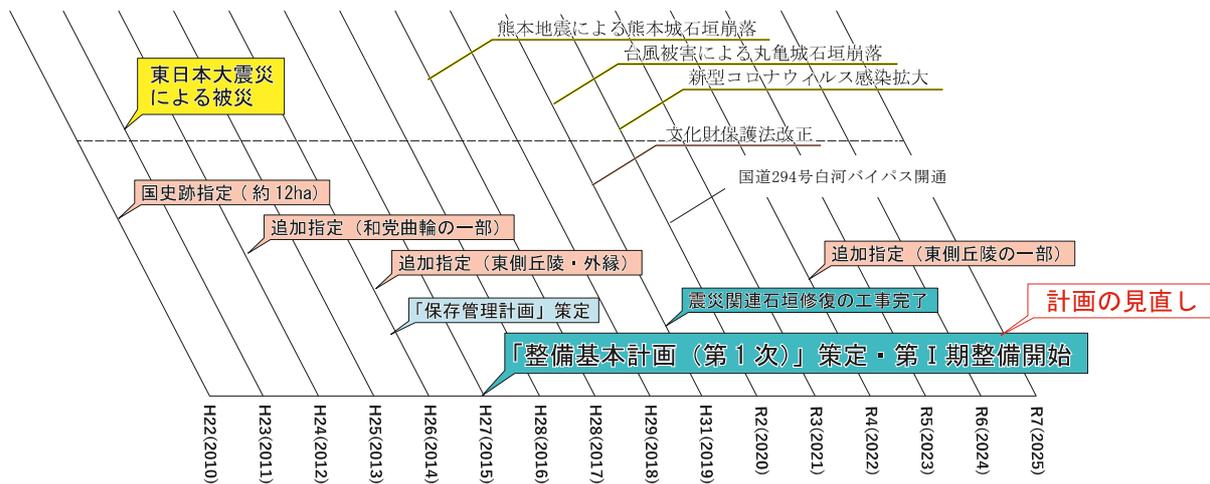


図1-1-1 計画策定の経緯

## 第2節 計画策定の必要性と目的

小峰城跡における東日本大震災からの復興の姿は、定期的な現地公開により、その進捗を市民が自ら確認できる機会となり、小峰城跡や文化財に対する理解や認識を深めるきっかけとなった。

また、災害復旧事業の最中にはた、平成28年（2016）の熊本地震による熊本城石垣崩落や、平成30年（2018）の台風被害による丸亀城（香川県）の石垣崩落では、石垣の修復に際して小峰城跡での取り組みが参考事例として広く知られるようになった。これにより小峰城の取り組みが高く評価され、その姿を一目見ようとする来訪者の増大にもつながった。

こうした背景のもと、平成31年（2019）4月1日から施行された文化財保護法の一部改正により、さらなる文化財の活用が求められるようになったことから、小峰城跡についても、本質的価値を損なうことのない現在の視点で整備の方向性を明確にし、これまでの経過を踏まえつつ、確実に整備を進めるための計画を策定することとした。

## 第3節 整備基本計画の位置づけと関連計画

白河市の上位計画である「白河市行動計画ーアジェンダ2027ー」では、まちづくりの基本的な方向性として、地域が有する自然・歴史・文化等の資源をいかしたまちづくりが示されている。小峰城跡は、こうした地域資源の中核をなす歴史資産の一つとして位置づけられ、保存・整備・活用を通じた価値の継承と発信が求められている。

併せて、市では小峰城跡を含む中心部の歴史的環境や文化的景観を適切に保全し、その魅力を活かしたまちづくりを推進するため、複数の関連計画を策定している。本計画は、これらの方針との整合を図りながら、小峰城跡に求められる保存・整備・活用の方向性を位置づけるものである。

以下に、主要な関連計画の概要と小峰城跡との関係を示す。

### ■ 白河市景観計画

小峰城跡・白河駅周辺地区を「景観計画重点区域」として指定し、白河市の「顔」にふさわしい歴史景観の形成を進める地域としている。史跡整備における景観配慮の基礎となる。

### ■ 白河市景観形成ガイドライン

旧郭内などの各ゾーンに応じた景観形成の考え方を示し、建築物・案内サイン・外構等に関する推奨基準を提示している。小峰城跡では、史跡整備の設計やサイン整備時に参照し、周辺景観との調和を図る必要がある。

### ■ 白河市歴史的風致維持向上計画（第2期）

歴史的風致を構成する文化財・活動・環境の一体的な保全・活用方針を示す。

小峰城跡を市の歴史的風致の中核と位置づけ、継承・活用の取り組みを重点化している。

### ■ 白河市文化財保存活用地域計画

市内文化財を総合的に保存・活用するための基本方針・取組体系を示す。

小峰城跡を重点文化財として扱い、保全と活用の両面の連携を求める。

■ 白河市中心市街地活性化基本計画

歴史・文化を活かした都市環境整備と、滞留拠点の充実、回遊性向上を目指す。

小峰城跡は、市街地の歴史的魅力を高める核となり、来訪者の回遊を促す役割を担う。

■ 都市再生整備計画（小峰城下町地区）

小峰城下町一帯を対象に、にぎわい創出・歴史的環境整備・歩行者空間の改善を図る。

史跡周辺の環境整備と回遊性向上が計画的に連携し、小峰城跡の整備は重要な構成要素となる。

このように、小峰城跡は市の各種計画において重要な歴史資産として位置づけられており、小峰城跡整備基本計画は、保存管理計画とあわせて、市の中心的な文化財の保存・整備・活用を進めるための指針となるものである。

次に、小峰城跡に関連する位置づけが示されている市の上位・関連計画の主なものを、表 1-3-1 おに整理する。

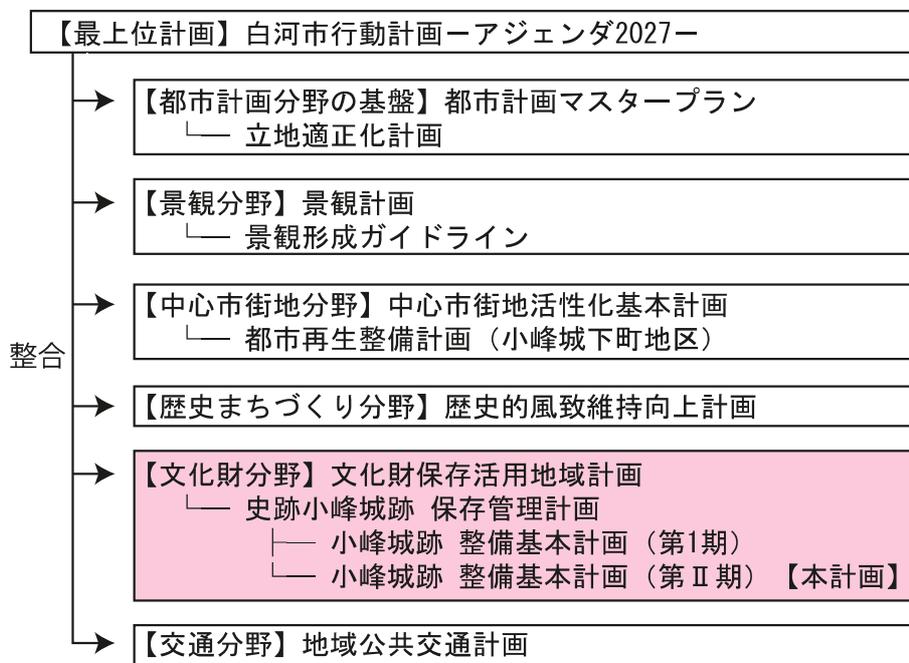


図1-3-1 計画策定の経緯

表 1-3-1 関連計画一覧 (1)

計画名等	計画の目標等	整備事業の位置づけや関連事項
白河市行動計画 —アジェンダ2027— (令和5年度 ～令和9年度)	市の最上位計画として、中期的な市政運営の考え方や方針(まちづくりの理念・将来像、各部の目標、部横断の取組)を示す。	・従来の総合計画に相当する最上位計画として位置づけられる。 ・歴史・文化資源の保全・継承・活用、観光・交流、中心市街地の取組等に接続(各分野計画の上位)。
。白河市都市計画マスタープラン(平成21年3月)	将来都市像等を掲げ、市の都市づくり・土地利用の基本方針を示す(都市計画分野の基本計画)。	・史跡周辺の土地利用・景観・回遊等の整備方針と接続。 ・中心市街地の都市構造(城下町)を踏まえたまちづくり方針と整合を要する
白河市立地適正化計画(令和3年8月6日策定/令和6年4月1日追記)	人口動態・災害リスク等を踏まえ、都市機能・居住の適正立地を図り、コンパクトで持続可能な市街地形成を目指す。	・都市計画分野の方針(コンパクトな都市づくり等)を具体化する計画。 ・中心部の回遊・歩行環境・景観配慮等と整合を要する。
第4期 白河市中心市街地活性化基本計画(令和6年3月26日認定/令和6年4月～令和11年3月)	中心市街地活性化のコンセプトを定め、暮らし・商業・交流等の施策を体系化する。	・城下町の回遊・滞在環境づくりを推進。 ・小峰城跡(史跡整備)と、回遊動線/拠点整備/観光交流施策の面で接続。
白河市景観計画(平成23年3月策定)	次世代に伝える白河らしい景観形成のため、区域区分(重点区域等)と景観形成の考え方を示す。	景観計画重点区域【歴史景観】:小峰城跡・白河駅周辺地区。 ・歴史的経緯を尊重し、市の顔としてふさわしい景観づくりを推進。
白河市景観形成ガイドライン(平成24年3月策定/令和4年3月一部改定)	景観計画推進区域内において、街の特性ごとに景観形成の考え方や街並みを構成する建築物等の推奨基準を設定。	Jゾーン:公共施設や住宅が併存する小峰城跡旧郭内の地域景観の形成。Kゾーン:自然環境と住宅が共生し安らぎとおいのある河川沿いの地域景観の形成。
白河市歴史的風致維持向上計画(第2期)(令和3年3月)	地域に残る歴史的・文化的資源を見つめ直し、それらを活用した白河らしいまちづくりを推進。	重点区域:小峰城跡・白河駅周辺地区、南湖公園周辺地区、城下町地区(景観計画推進区域等)。 ・歴史的風致の維持向上の取組と史跡整備が接続。
白河市文化財保存活用地域計画(令和3年12月認定/計画期間:令和4年度～令和13年度)	市内文化財を総合的に把握し、地域と自治体が総がかりで保存・継承・活用に取り組むための方針・施策を定める。	・文化財の保存活用を地域づくりの中で推進する枠組み。 ・史跡整備(小峰城跡等)を含む文化財施策と整合して位置づける。
白河市地域公共交通計画(計画期間:令和6年度～令和10年度)	持続可能な公共交通ネットワーク形成のための基本方針・目標を示す。	・駅～小峰城跡等の来訪動線/回遊に関わる交通施策と整合。 ・中心市街地の回遊・滞在と接続。
白河市光のマスタープラン(夜間景観形成ガイドライン)(令和8年3月)	市内の夜間景観を創出する「光」を市全体で整え、都市としてのブランドイメージの向上とともに、街全体の活性化を図る。	基本方針1【歴史や文化と調和し、魅力を引き出す夜間景観づくり】 基本方針2【現場ごとの特性に応じた、時の移ろいを感じる夜間景観づくり】
都市再生整備計画(小峰城下町地区)(第5回変更:令和5年3月)	地域の歴史・文化・自然環境の特性を活かした個性あるまちづくりを実施し、生活の質向上と地域経済・社会の活性化を図る。	整備方針1【城下町「白河」の歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり】/整備方針2【中心市街地内の滞留拠点の充実と良質な都市景観形成による魅力向上】/整備方針3【都市交流拠点施設の整備・拡充による賑わい創出】

## 第4節 対象範囲

本計画は、史跡指定地内を対象とするが、史跡を取り巻く歴史的・文化的景観は非常に重要な要素であることから、歴史的風致維持向上計画や景観計画における重点区域と位置づけられる旧城下町の範囲までも視野に入れ、一体感を創出する方法についての検討も行う。

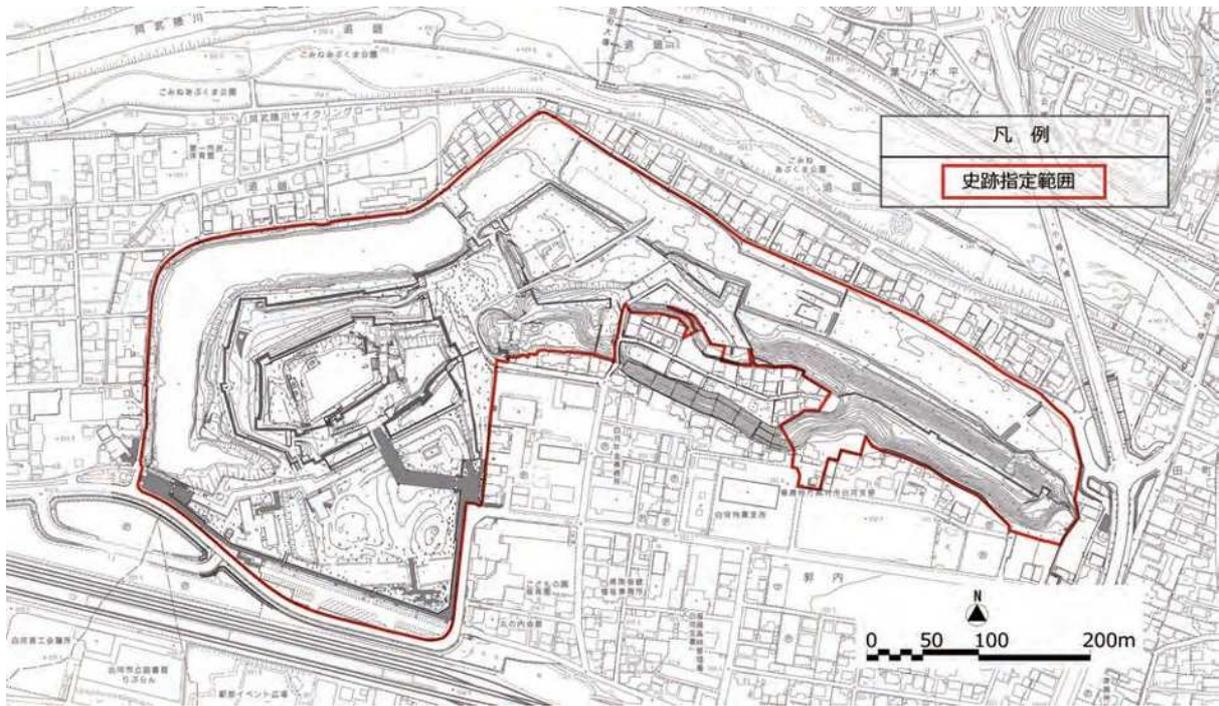


図1-4-1 史跡指定範囲図

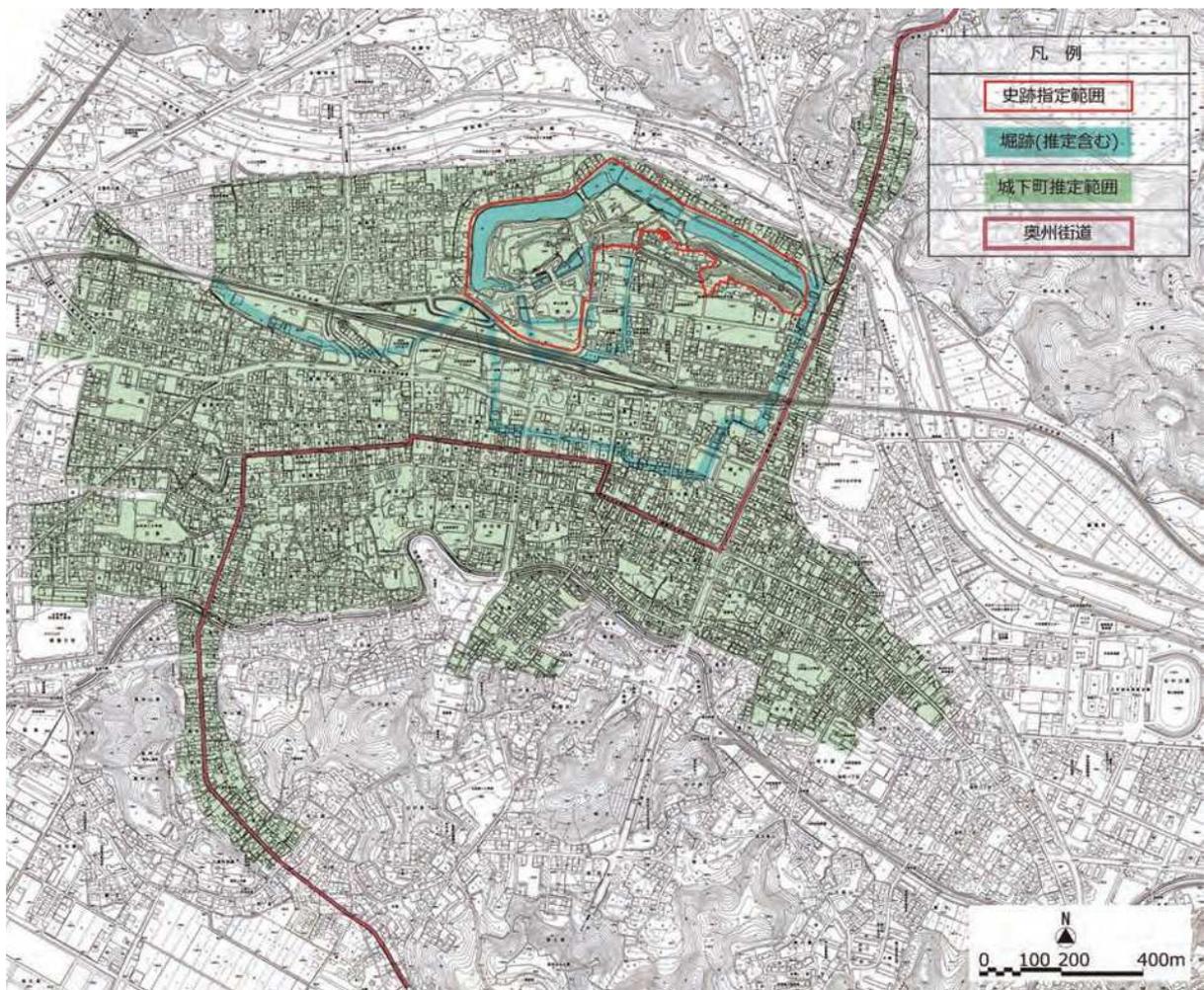


図1-4-2 白河城下の推定範囲図

## 1. 景観計画重点区域および景観計画推進区域の考え

本計画の対象は史跡指定地内を基本とするが、周辺の歴史的・文化的景観との一体性を確保するため、景観計画における「重点区域」と「推進区域」の考え方を参照し、史跡周辺の景観形成を視野に入れた検討範囲を図 1-4-3 に整理する。

また、図 1-4-4 は、景観計画重点区域として位置づけられる「小峰城跡・白河駅周辺地区」の範囲を示すものである。史跡指定地と駅周辺市街地が近接する本地区は、城跡景観と都市景観が連続するため、整備内容の検討にあたっては、眺望・動線・周辺環境との整合に配慮する必要がある。

## 2. 歴史的風致維持向上計画の重点区域

図 1-4-5 は、歴史的風致維持向上計画の重点区域と、都市計画上の位置づけ（都市計画総括図）を重ねて把握するものである。史跡指定地内のみならず、旧城下町の広がりや主要な歴史資産の分布、都市計画上の基盤条件を踏まえた整理が必要となっている。

図 1-4-6 で示した歴史的風致のエリアは、歴史資産がまとまりとして存在し、かつ暮らし・まちなみ・景観が一体となって歴史的な雰囲気を形成している範囲である。史跡指定地を核とし、歴史的風致の広がりを視野に入れた整備・活用のあり方を検討する。

## 3. 都市公園としての城山公園

城山公園は総合公園として計画決定面積 9.5ha（平成 11 年現在）となっている。総合公園は、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 10～50ha を標準として配置する。

城山公園の敷地内で新たな施設を整備する場合は、都市公園法に準じて以下の技術的要件を満たす必要がある。

### 【公園施設の設置基準（都市公園法第 4 条）】

公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、敷地面積の 2% 以下

### 【許容建築面積の特例（都市公園法施行令第 5 条）】

休養・運動・教養施設の建築物に限り、これらの建築面積は敷地面積の 10% 以下

## 4. 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」が、和党曲輪南東部と東側丘陵南斜面にかかっており、開発行為等の制限を受けている。

本市の有する貴重な特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる地区で、地区の特性に応じたきめ細かな景観形成をめざします。

名称	区域
小峰城跡・ 白河駅周辺地区	史跡「小峰城跡」、都市計画法に基づき定められた白河駅北地区計画及び白河駅南地区計画地区、白河駅舎及びプラットホーム周辺を含む地区【23 ページ図 7】
南湖公園周辺地区	史跡・名勝「南湖公園」、南湖風致地区及び南湖風致地区と一体となって良好な景観を形成する地区（風致隣接地区）、及び上流の農業振興地域（国道 294 号東側まで）の一部を含む地区 【25 ページ図 8】
白河関跡周辺地区	史跡「白河関跡」、白河関の森公園を含む地区 【27 ページ図 9】

歴史的景観を継承するために行政と地域住民との協働が必要とされる地区で、地域住民とともに景観まちづくりを推進し、住民による景観協定をめざします。

名称	区域
城下町地区	旧奥州街道に沿って発展した城下町地区、整備された谷津田川せせらぎ通り周辺、及び歴代白河藩主菩提寺跡のある小南湖周辺を含む地区 【29 ページ図 10】 (城下町地区 重点推進区域) 城下町地区の区域の中でも、旧奥州街道沿い等に面し、歴史的景観資源が豊富に存在する区域 【31 ページ図 10-1】
歴史的街道沿いの 集落地区	江戸時代に整備が行われた旧街道に面する宿場景観を残す周辺地区 【33 ページ図 11】

図1-4-3 景観重点区域および景観計画推進区域の考え



図1-4-4 景観計画重点区域 「小峰城跡・白河駅周辺地区エリア」

※※全域が歴史的風致維持向上計画重点区域「城下町エリア」に含まれている。

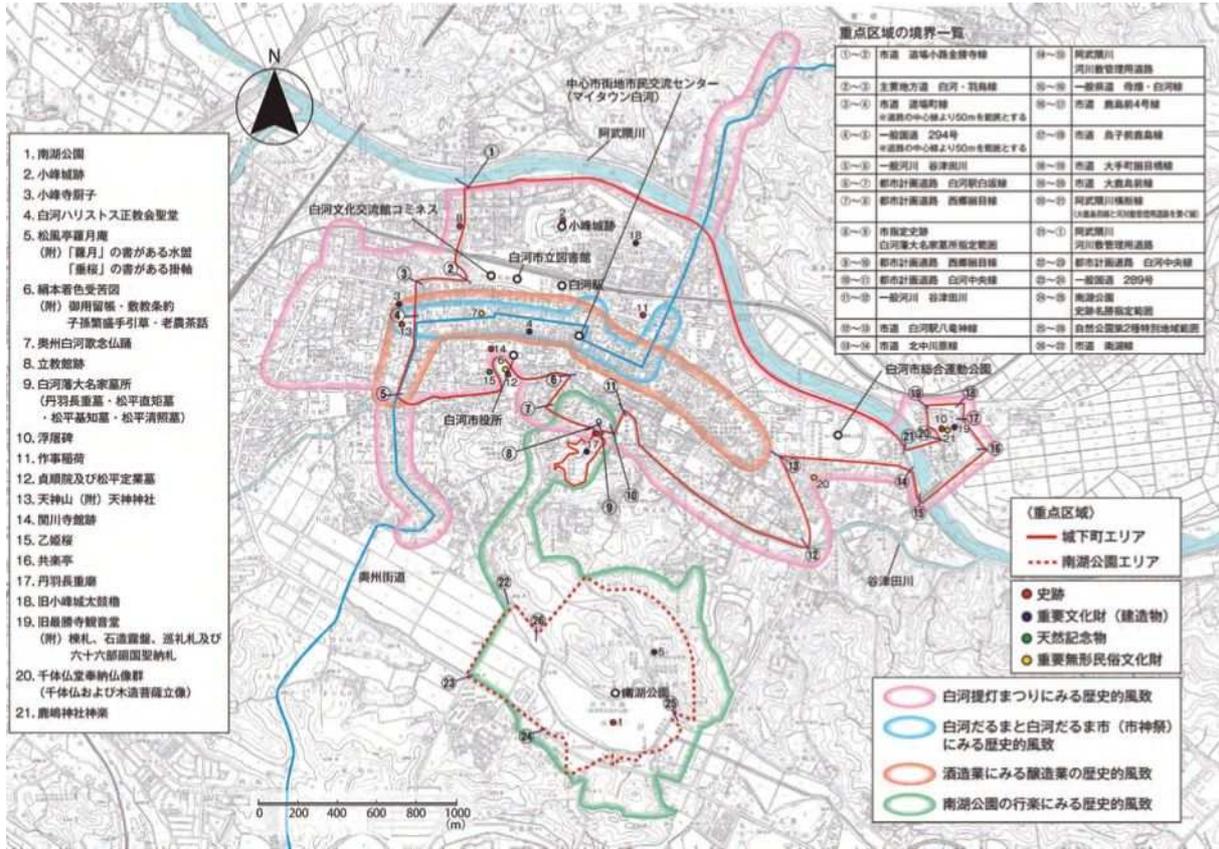


図1-4-5 歴史的風致維持向上計画の重点区域と都市計画総括図(第2期)

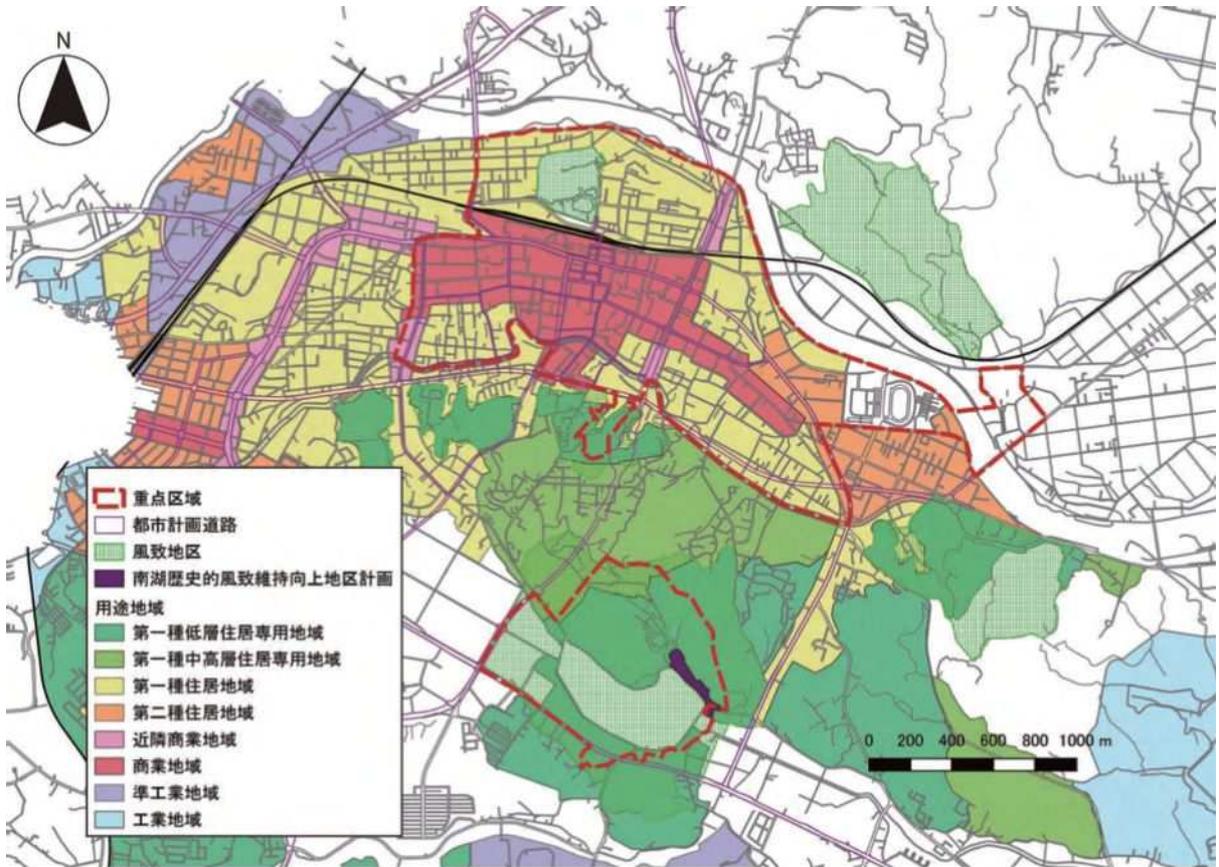


図1-4-6 歴史的風致のエリア(第2期)

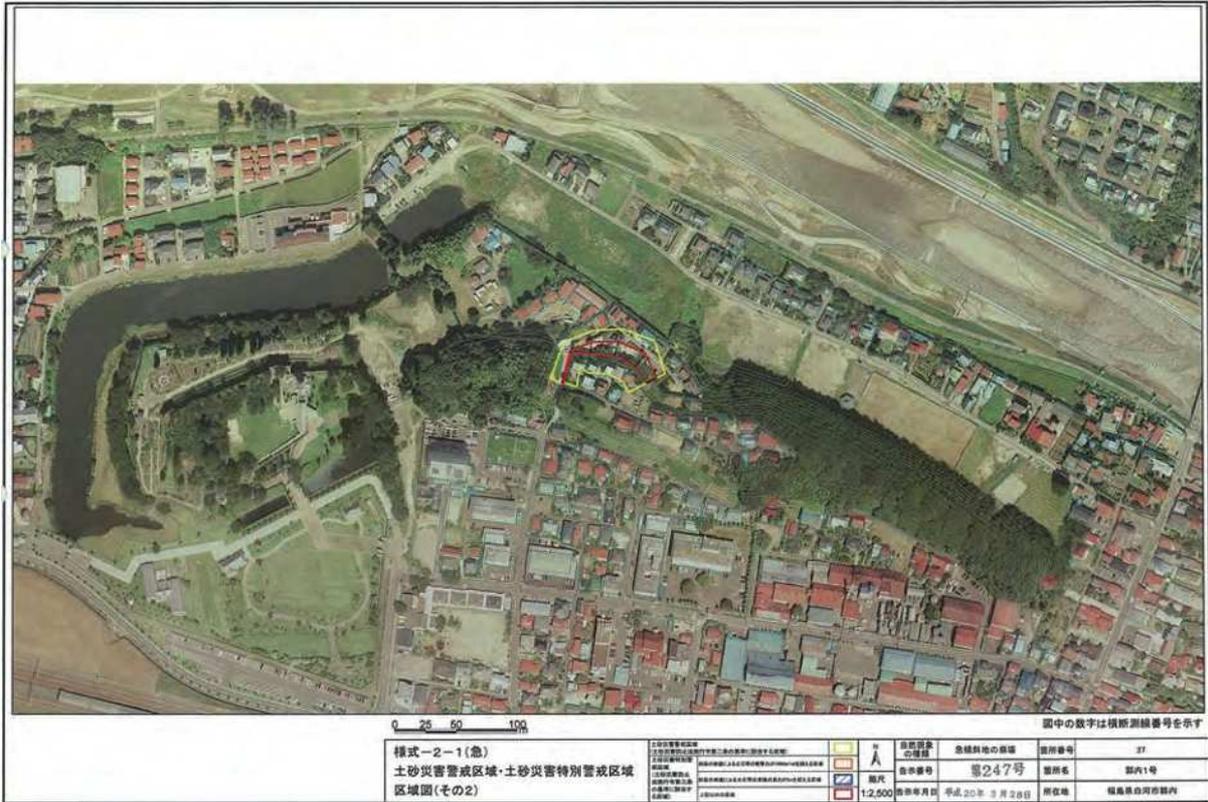


図1-4-7 和党曲輪南東部の警戒区域

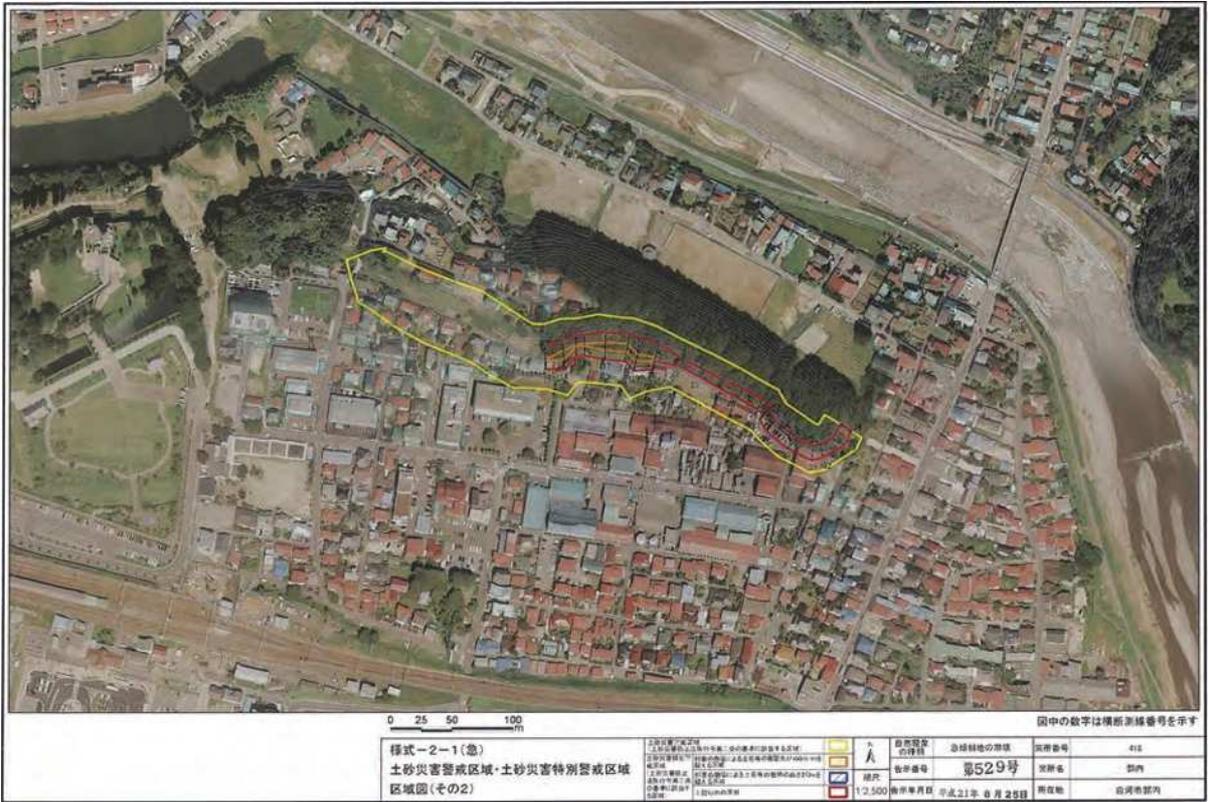


図1-4-8 東側丘陵地南斜面の警戒区域

## 第5節 計画の期間

本計画の対象期間は、令和8年度（2026）から令和17年度（2035）までの10年間とし、この期間における整備目標を策定する。そして、計画策定後10年を経過した時点で計画の進捗状況を踏まえ、計画見直しの必要性も踏まえその後の計画を定めるものとする。

## 第6節 計画策定の進め方

整備計画の策定に際しては、「史跡小峰城跡整備指導委員会」により検討を行う。

表 1-6-1 史跡小峰城跡整備基本計画策定委員会委員（敬称略）

氏名	専門分野	所属	備考
北野 博司（委員長）	城郭（石垣・考古学）	東北芸術工科大学 名誉教授	小峰城跡 石垣検討委員会 委員長
佐川 庄司（副委員長）	文化財	白河市文化財保護審議会 副会長	
坂井 秀弥	史跡（考古学）	奈良大学 名誉教授	
有賀 隆	都市計画	早稲田大学大学院 創造理工学研究科 建築学専攻 教授	
鈴木 俊行	植生（樹木）	福島県文化財保護審議会 会長 樹木医	
渡辺 友彦	市民代表	白河学研究会 代表	
指導・助言	中井 将胤	文化庁 文化資源活用課 整備部門 文化財主任調査官	
	佐久間 裕之	福島県教育庁 文化財課文化財主査	
事務局	白河市建設部 文化財課		
関係部署	白河市建設部 都市計画課、白河市産業部 観光課		

## 第7節 審議経過

### 第1回 整備指導委員会

日時 令和7年6月5日（木）

場所 白河市役所正庁、小峰城現地

主な議事 委嘱状交付、委員長選出、清水門復元工事設計内容の変更について、  
小峰城跡整備基本計画の見直しについて、史跡地内の樹木管理について

### 第2回 整備指導委員会

日時 令和7年11月17日（火）

場所 白河市役所地下第2会議室、小峰城現地

主な議事 令和7年度事業の進捗状況について

令和8年度事業計画について

第2期史跡小峰城跡整備基本計画について（第1章～第6章）

### 第3回 整備指導委員会

日 時 令和8年2月4日（木）

場 所 白河市役所地下第1会議室

主な議事 第2期史跡小峰城跡整備基本計画について

### 第4回 整備指導委員会

日 時 令和8年2月26日（水）

場 所 白河市役所地下第2会議室

主な議事 第2期史跡小峰城跡整備基本計画について

## 第8節 整備計画の構成

整備計画の策定においては、保存管理計画で示された保存管理の方針・方法、史跡の整備活用の方  
向性を踏まえ、小峰城跡の今後の具体的整備について、基本的な考え方を検討し、とりまとめるもの  
とする。

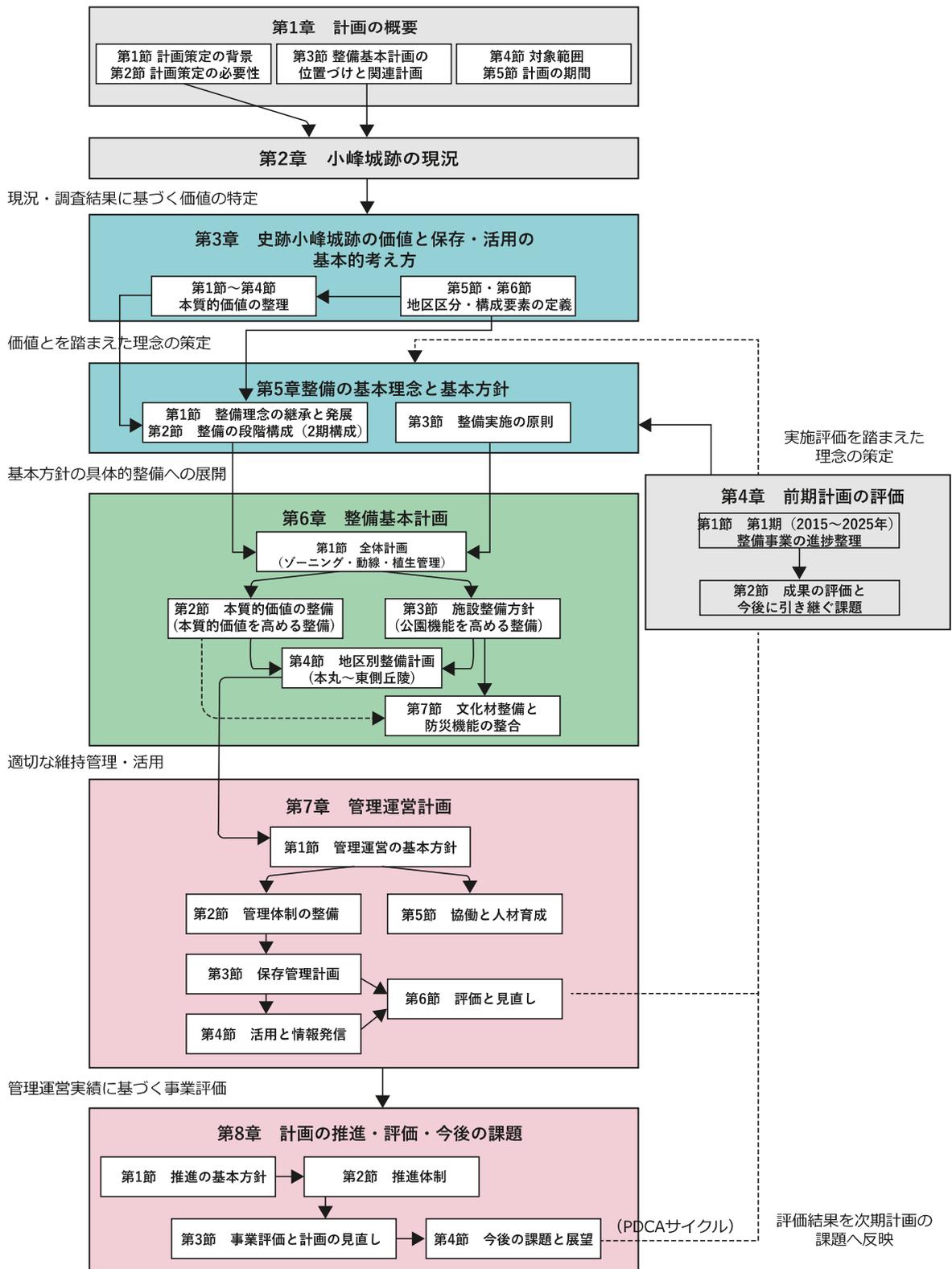


図1-8-1 整備計画書の構成

## 第2章 小峰城跡の現況

### 第1節 小峰城跡の現況

#### 1. 計画地の位置

小峰城跡は、東西に延びる標高370mほどの独立丘陵と、阿武隈川や谷津田川により形成された標高357mほどの河岸段丘上に立地しており、本丸が丘陵上、二之丸・三之丸は河岸段丘上に位置する。

#### 2. 計画地周辺の交通環境

鉄道に関しては古く、明治20年(1887)には黒磯-郡山間が開通し城跡内に鉄路が敷設され、現在は三之丸門南側にJR東北本線の白河駅舎が建設されている。

道路については、旧奥州街道に国道294号が整備されていたが、令和2年(2020)に国道4号と国道289号を結ぶ、国道294号線白河バイパスが整備され、新たな白河市外への入り口の役割を果たしている。また、JR東北本線と国道294号の間には現在の主たる生活道路である主要地方道白河羽鳥線が併走し、主要地方道白河停車場線がこれに直交している。

### 第2節 小峰城跡周辺の地理的・歴史的環境

#### 1. 小峰城の築城と変遷

##### (1) 白河結城氏時代

『白河風土記』によれば、小峰城の成立は、興国～正平年間(1340～69)頃、結城親朝が築城したことに始まるとされる。結城氏の本城機能は、永正年間(1504～1520)頃以降は白川城から小峰城に移ったと推定される。本丸南面石垣の背面調査では、本丸は16世紀前半以降、17世紀初頭までの間に造成されたと推定され、独立丘陵とその裾部の平坦地を利用した城郭の姿が窺われる。

##### (2) 会津領時代

天正18年(1590)の奥羽仕置により白河結城氏の支配は終焉し、以後蒲生氏、上杉氏らが会津を治める支城時代を迎える。この時代の縄張りには、丘陵部に本丸を配し、南・東に二之丸・三之丸が連なる梯郭式となっている。本丸は基本的に土塁が巡り、北東角の三重の櫓や門周辺には石垣の表記がみられる。本丸の北・西には、帯状に曲輪が配され、二之丸と連続した構造とみられる。また、城郭および城下町の周囲を土塁が囲む総構えの骨格が、ほぼこの段階で形成された。

##### (3) 白河藩時代(前期・中期)

寛永4年(1627)に入封した丹羽長重は、阿武隈川の河道変更を伴う大改修を行い、本丸・二之丸を総石垣とする近世城郭を築いた。本丸には三重櫓や前御門、竹之丸には一重・二重櫓、帯曲輪には帯曲輪門等が配置された。

##### (4) 白河藩時代(後期)

松平定信の時代には、文化5年の城郭町割り図(図2-4-1)に示される通り、三之丸の東側へ「三郭四園」と呼ばれる大規模な屋敷地・庭園を拡張した点が、前代までの構造と大きく異なる特徴となっている。本丸御殿や三重櫓などの主要施設が維持されていた。

### (5) 白河藩時代（幕末期）

文政6年（1823）に阿部氏が入封する。二之丸や三之丸に郡方会所や勘定所などの行政施設が配置され、実務的な城郭利用が成熟した。しかし、慶応4年（1868）の戊辰戦争白河口の戦いにおいて、小峰城は新政府軍と奥羽越列藩同盟軍の激戦地となった。これにより三重櫓や本丸御殿を含む城郭の建物の大部分が焼失した。かろうじて焼け残った門や櫓などの構造物も、その後の廃藩置県を経て、明治初年（1870年代）には民間に払い下げられ、建物の解体や石垣の取り壊しが進められることとなった。

### (6) 明治・大正期の小峰城跡

小峰城跡は廃城の後、三之丸を中心に民間への払い下げが行なわれたが、本丸・二之丸は明治11（1879）年に陸軍省の所管となった。その後、明治41年（1908）に西白河農学校が開校したが、大正11（1922）年に須賀川市に移転した。

大正6年（1917）に本丸を中心として都市公園（城山公園）が開設され、公園としての基礎的な園路や植栽が整備された。

## 2. 城下町の変遷

小峰城下は他の城下町と同様、生産手段を持たない武士が食料などの生活物資を供給する商人や職人を城下町に住ませることで成立したと考えられ、白河では今から少なくとも400年前に町の原型が整えられたと推察されている。戊辰戦争後、城跡の民間への払い下げなどにより三之丸の武家屋敷は田畑となるが、東北本線白河駅を中心に市街化が進み現在の都市構造に変化していった。この結果、江戸時代の城下町がそのまま近代都市白河の中心市街地へと機能が引き継がれた。

その後、新幹線開業による新白河駅の開設、市街地環状道路の整備によるニュータウン開発等が進み、周辺地区での市街地化が進展したことで、中心市街地では人口が減少し、空き店舗などが増加し現在にいたっている。

## 3. 周辺の土地利用

現在の小峰城跡は、北側の阿武隈川、東側の国道294号および南側の東北本線により旧城下町から分断・切り離された様相を呈しており限定的な範囲となっている。

城跡周辺の現況土地利用について、三之丸地区は裁判所をはじめとする公共施設や住宅地となっている。また、本丸から東側に延びる丘陵地の頂上部にも住宅が建設されている。

北側は、外堀と阿武隈川との間の土地に住宅が張り付いている。一方、城跡の東側は往時の町割りを偲ばせる土地利用となっている。南側は、一部の土地利用とともに東西に渡り東北本線の鉄道敷となっている。



図2-2-1 文化5年城郭町割り図



三之丸地区現況



丘陵地上の住宅



外堀北側現況



南側鉄道敷き

写真2-2-1 周辺土地利用の現況

## 第3節 小峰城跡の整備

### 1. 公園利用の拡充

城山公園は、市民の憩いの場として時代に応じた整備が継続された。昭和35年（1960）には帯曲輪へバラ園が整備され、二之丸に昭和26年（1951）は野球場が構築されるなど、都市公園としての利用が拡大した。

### 2. 復元整備の本格化

平成3年（1991）に三重櫓、平成6年（1994）に前御門が木造復元され、小峰城跡の新たなシンボルとなった。これに合わせ、芝生広場の整備や便益施設の設置等の整備も行われた。

### 3. 東日本大震災による被害と復旧

平成23年（2011）の東日本大震災により、小峰城跡では多数の石垣崩落や復元建物の損傷など、史跡全体に甚大な被害が生じた。そのため、震災直後から安全確保を最優先として、文化財災害復旧事業による石垣修復や施設の応急対応に取り組むこととなった。

これらの復旧工事は、記録調査・発掘調査と並行しながら、伝統工法の適用や石材の個別照合作業など、文化財としての価値を損なわない手法により段階的に進められ、平成31年（2019）春には主要区画の修復が概ね完了した。復旧に合わせ、史跡の安全性向上や利用環境の改善を目的とした整備も進められ、内堀の整備、園路の再編、案内機能の充実など、史跡公園としての基盤が強化された。また、三重櫓・前御門を中心とした歴史的景観の回復と公開環境の整備が図られ、来訪者の利便性と周遊性の向上につながっている。

以上のように、小峰城跡では震災後の復旧と並行して、史跡の保存と活用を両立するための整備が継続的に行われ、現在に至るまで段階的な改善が進められている。

## 第4節 小峰城跡の指定概要

### 1. 国史跡としての指定

小峰城跡は、近代の多様な土地利用の中でも遺構が良好に保存され、昭和36年（1961）に市指定史跡となった。昭和57・58年（1982・83）の石垣崩落を機に検討された国史跡指定は、昭和60年（1985）段階で見送られたが、その後の公園整備の進展に伴い地権者等との調整が再開された。平成22年（2010）に本丸・二之丸を中心とする約12ha（124,114㎡）が国史跡に指定され、以後、平成24年（2012）に和党曲輪の一角（5,040.59㎡）、平成26年（2014）に東側丘陵と外堀（33,703.97㎡）、令和3年（2021）には東側丘陵の一部（150.74㎡）を追加指定した。

これにより、昭和61年（1986）に想定した指定範囲19haのうち、約16.3haが国史跡として保護されるに至った。

名 称	小峰城跡（こみねじょうあと）
種 別	史跡
指定基準	二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
官報告示	指定年月日 平成 22 年 8 月 5 日（告示第 123 号）
追加指定	平成 24 年 9 月 19 日（告示第 151 号） 平成 26 年 3 月 18 日（告示第 37 号） 令和 3 年 3 月 26 日（告示第 49 号）
所 在 地	福島県白河市郭内
指定面積	162,859.4 m <sup>2</sup> （約 16.3ha）
所有関係	民有地 1,211.42 m <sup>2</sup> （約 0.7%）
国 有 地	2,704.45 m <sup>2</sup> （約 1.7%）
市 有 地	159,094.27 m <sup>2</sup> （約 97.6%）
管理団体	白河市

## 2. 指定事由（『月刊文化財』平成 22 年 9 月号より抜粋）

小峰城跡は、奥州白河藩主歴代の居城として築城された近世城郭の一つで、白河城跡とも言う。城跡は、白河市街地の北端、阿武隈川右岸の比高 20 m 程の東西に細長い小峰ヶ岡と呼ぶ丘陵とその南側の平地部分に所在する。

小峰城跡は、興国・正平年間（1340～69）、結城親朝（ちかとも）が築城したのがその濫觴（らんしょう）とされ、永正年間（1504～20）に白河結城氏の本城となったと推定されている。天正 18 年（1590）、豊臣秀吉の奥州仕置きによって白河結城氏が領地を没収されると白河は会津領の一部となり、城には蒲生、上杉氏の城代がおかれた。蒲生秀行の時代には城下の整備もなされたと考えられ、慶長年間の絵図には梯郭（ていかく）式平山城の姿が描かれている。寛永 4 年（1627）、丹羽（にわ）長重（ながしげ）が陸奥棚倉より 10 万石余で入封して白河藩が成立するが、長重は幕命を受けて同 6 年より城の大改修に着手し、4 年の歳月をかけて、阿武隈川の流れを北側に替えて屋敷地を確保するとともに、石垣を多用した梯郭式平山城に改修して今日知られる姿となった。丹羽氏の後、白河藩主には譜代・親藩大名（榊原、本多、奥平（おくだいら）、結城松平、久松（ひさまつ）松平、阿部）が封ぜられ、小峰城はその居城として、また東北の関門としての軍事的役割を有した。歴代藩主中、天明の飢饉の際の藩政が評価され後に老中首座となった松平定信（まつだいらさだのぶ）は著名である。幕末、白河の地は戊辰戦争の激戦地となり、城は焼失落城した。

城郭の縄張りは、丘陵の最高部の北側に本丸を設け、北から西に帯曲輪、東に竹の丸を置く。本丸から東、南にむけて二の丸、三の丸を設けている。本丸及び二の丸は総石垣で堀が配され、三の丸は土塁と堀を巡らせ、門周辺部は石垣により固める構造である。これらの外側に外郭（総構）を設け、北を流れる阿武隈川は天然の堀とし、さらに本丸に続く東の細長い丘陵部は北側の要害として石垣造りであった。小峰城跡に関する絵図等としては、城郭全体を描いた『奥州白河城絵図』（正保城絵図）ほか、城内の櫓（やぐら）及び城門等の建地割図である『白河城（しらかわじょう）御櫓絵図（おやぐらえず）』（文化 5 年）等が伝存しており、当時の建物の具体的構造を良く知ることができる。

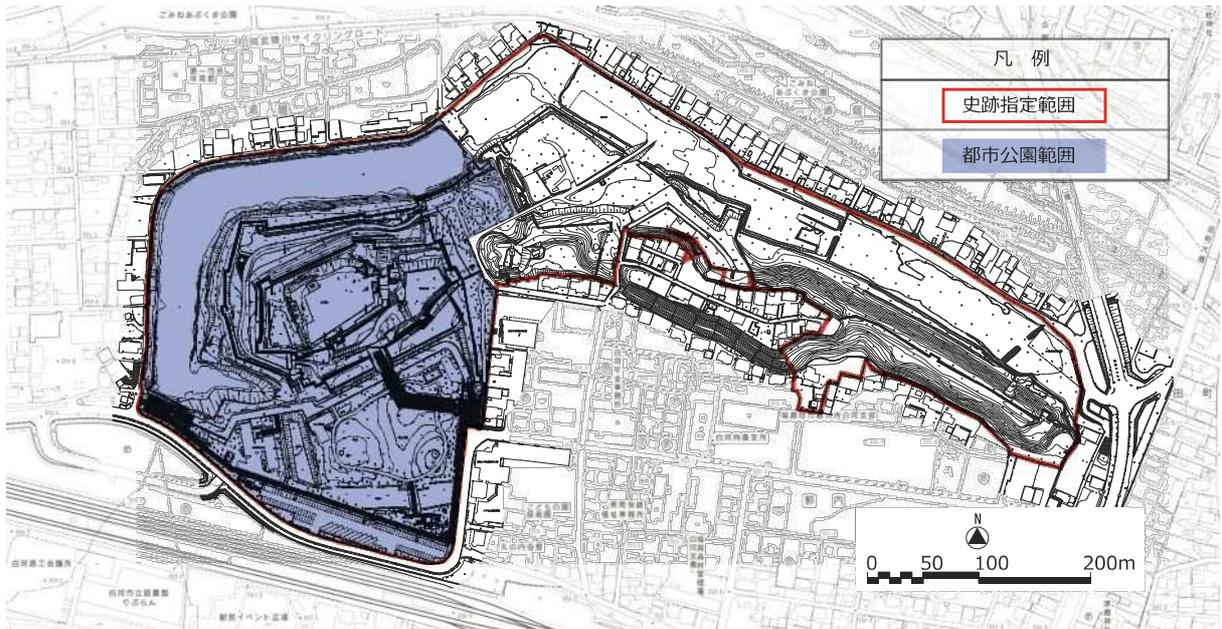


図2-4-1 史跡指定範囲と都市公園範囲

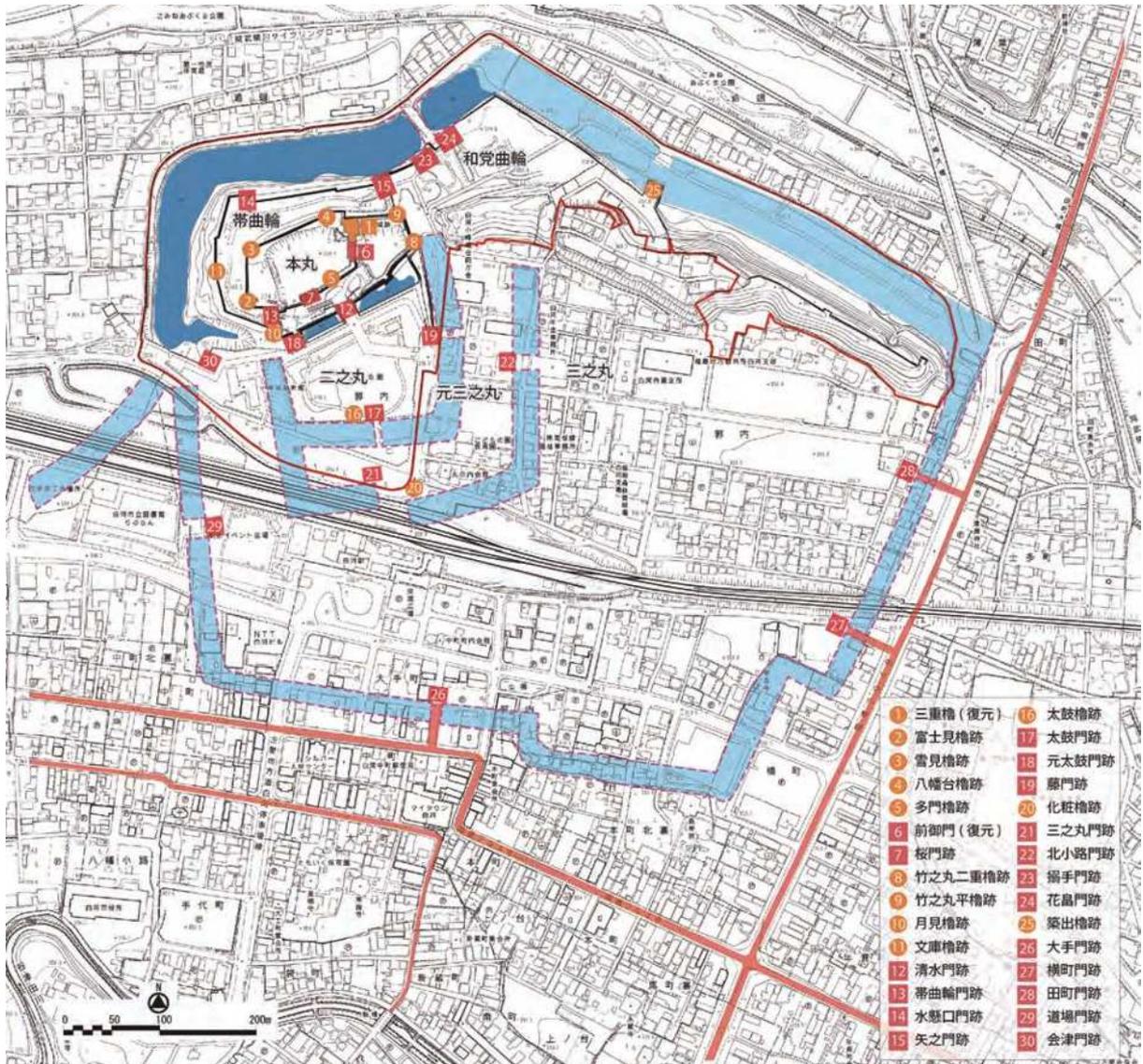


図2-4-2 小峰城跡曲輪・門配置および主要交通

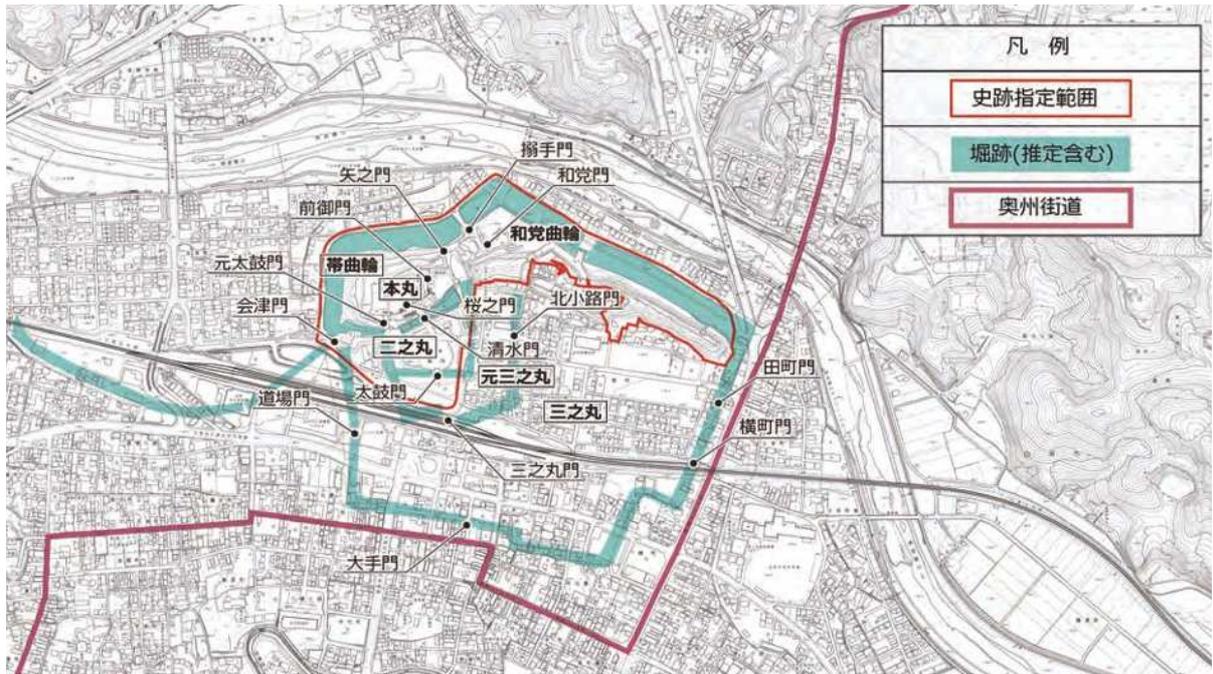


図2-4-3 史跡指定範囲と縄張り図

### 3. 史跡指定地範囲の公有化状況

小峰城跡の史跡指定地範囲では一部に民有地が残っていることから、市では遺構の適正な保存・管理のため公有地化を進めている。令和7年（2025）度末時点の公有地化状況は下図のとおりである。

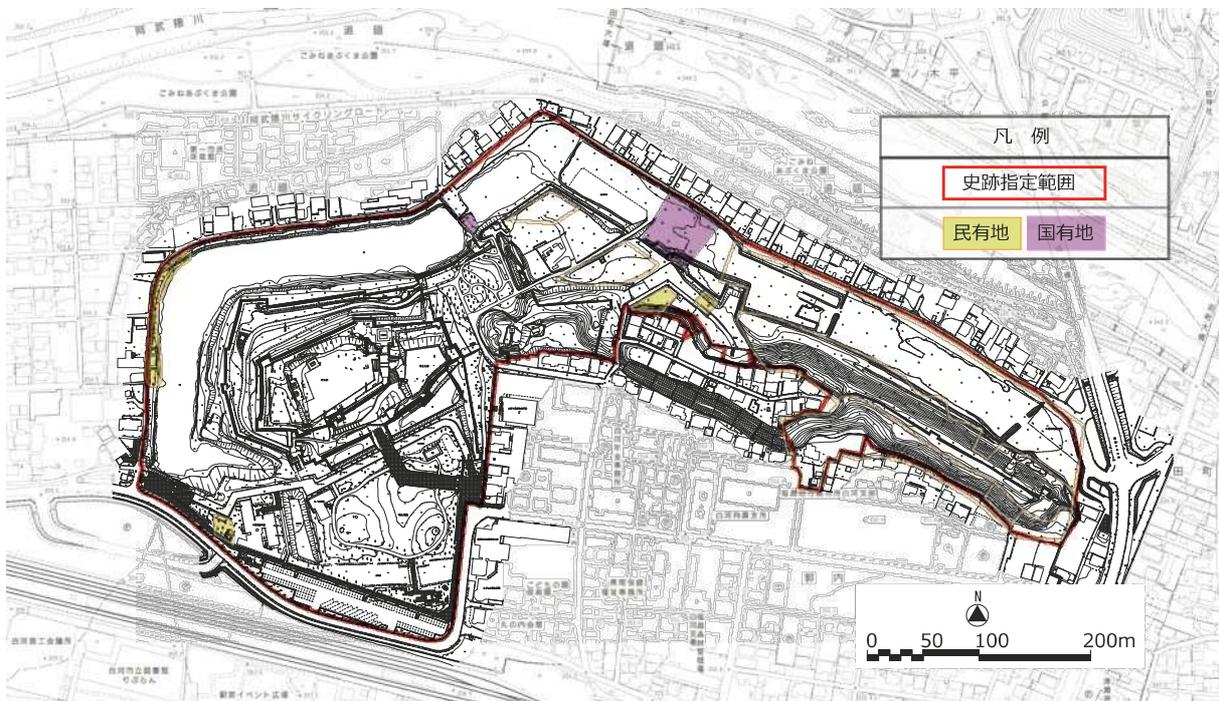


図2-4-4 小峰城跡の土地所有状況(図面修正中)

## 第5節 歴史的調査と遺構の状況

### 1. 絵図資料

現在確認されている絵図資料には、小峰城跡の城郭・城下構造や変遷を辿ることができる多くの情報が内包されている。絵図資料については、内容に関する検証作業が途中のため、資料の製作年代や内容の比較検討など、不明な点が多く存在する。

今後、これらの絵図資料の検証作業により、絵図から見た小峰城跡の変遷を明らかにできる可能性がある。

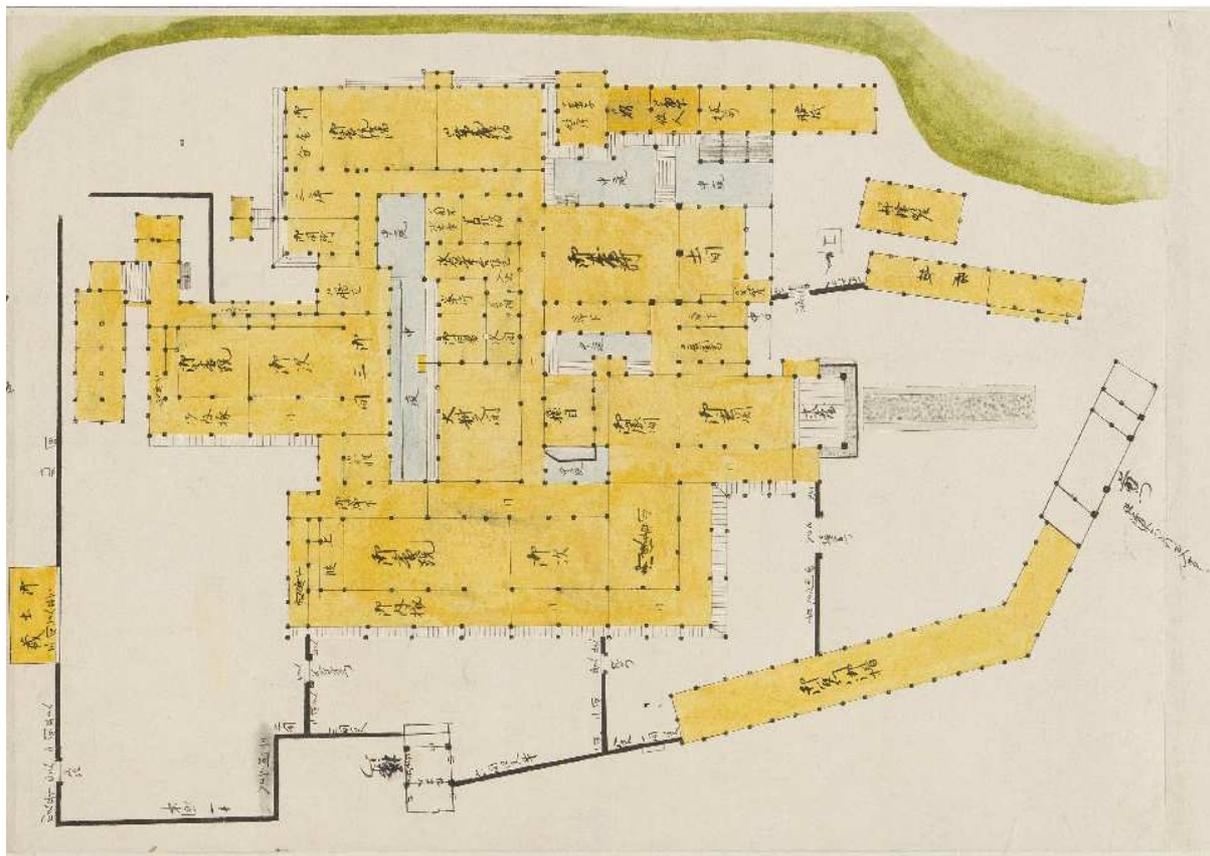


図2-5-1「本丸御殿平面図」（「白河城御櫓絵図」より）

### 2. 写真資料

小峰城跡に関する写真は、明治・大正・昭和に撮影された写真と絵葉書が存在し、特に、明治期から昭和初期の資料については、小峰城跡を舞台に行われた行事や、公園化の変遷を辿る上で貴重である。また、昭和50年（1975）代以降の石垣修復記録は、現在残る石垣の姿との比較検討をすることで、石垣修復の痕跡を確認することが可能になり、石垣の編年構築上、重要な資料となっている。



写真2-5-1 元太鼓門石垣

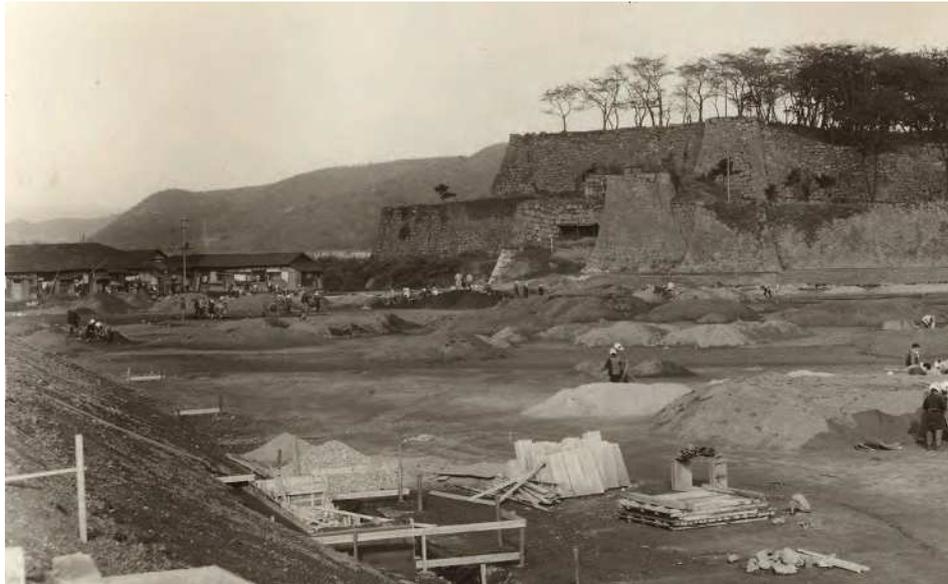


写真2-5-2 二之丸野球場建設（昭和26年（1951）頃）

### 3. 発掘調査

小峰城跡の考古学的な調査は、昭和 57・58 年（1982・83）の本丸跡の石垣崩落に伴う調査以後、主に二之丸・三之丸において開発に伴う調査を中心に、平成 13 年（2001）度まで断続的に実施された。三之丸の調査では、大手門跡や道場門跡などが確認された。道場門跡は遺構保存が図られ、平面展示により、東北本線南側における城郭遺構の存在を示している。

平成 23 年以降は、東日本大震災による石垣災害復旧事業に伴い、被害範囲確認調査や修復工事箇所の平面・断面調査が実施された。結城氏時代と考えられる遺構・遺物の確認や、会津支城時代の石垣や堀の存在が明らかになり、絵図との整合が見られるなど、新たな情報がもたらされた。

公園区域（面積 9.5ha）は、城跡の区分に準じて大きく 4 つのエリアに分けられる。地区ごとの公園施設整備の現況を以下に整理した。

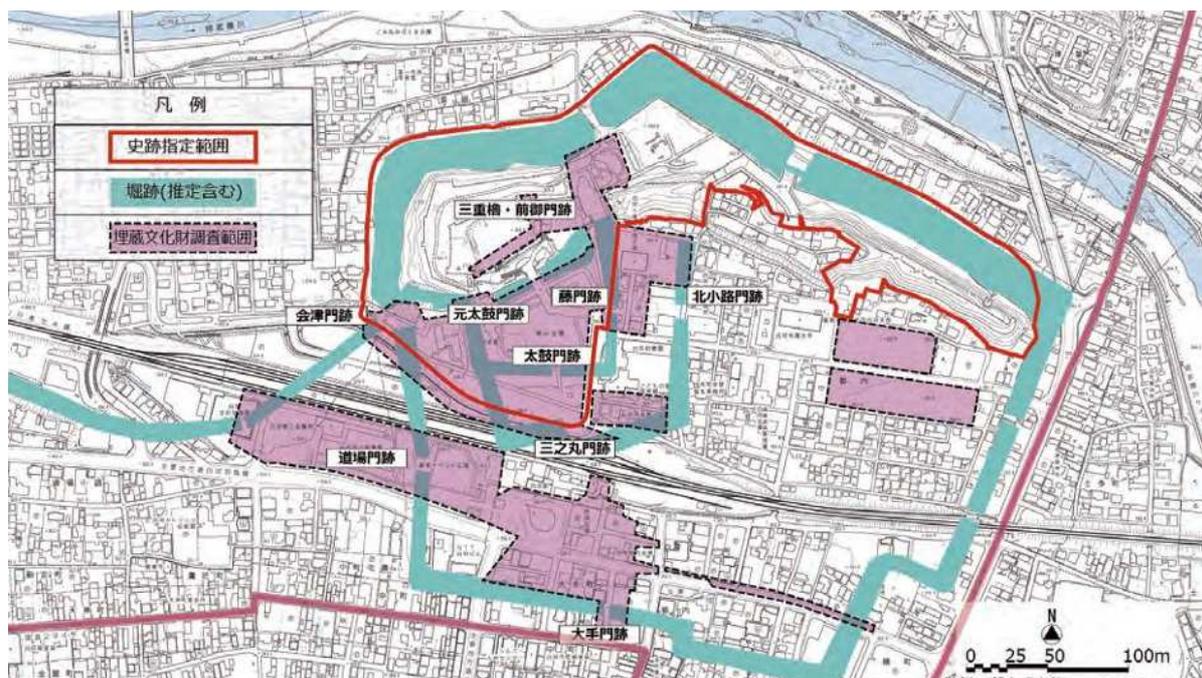


図2-5-2 発掘調査位置図

## 第6節 都市公園範囲の現況

### 1. 本丸地区

公園区域の中央、最高所に位置する城郭遺構の中核である。

**本丸**：16世紀前半～17世紀初頭に造成された主郭で、復元された三重櫓・前御門が城跡公園のシンボルとなっている。櫓・門・石垣を一望できる視点場として公開されている。(写真 2-6-1)

**竹之丸**：本丸東側に付随し石垣等の遺構が残存する中枢部で、かつては二重櫓を備えていた。(写真 2-6-2) 災害復旧による石垣修復が実施された。現在は三重櫓、前御門をあわせて写真撮影可能なビューポイントとなっている。(写真 2-6-3)

**帯曲輪**：本丸周囲を带状にめぐる区画。バラ園を廃園とし、石垣を間近に観察できる空間として再整備された。

### 2. 二之丸地区

都市公園としての中心的な役割を果たす地区で、本丸の石垣景観と一体となった史跡空間として整備を推進している。多目的芝生広場や園路が整備されており、市民のレクリエーションの場として利用されている。

**二之丸**：芝生広場の地表下には遺構が保存されている。「小峰城歴史館および「二ノ丸茶屋」が活用されている。

**内堀**：本丸と二之丸を区切る防御線で、二之丸側には張芝によって内堀跡の形状を遺構表示している。(写真 2-6-4) 芝生広場内の多行松の樹高が高くなり、石垣や櫓への視界を妨げている。防災機能として第1次避難場所に指定されている。

### 3. 三之丸地区

二之丸の外部に位置し、城郭見学の玄関口および市街地との結節点となっている。

**三之丸**：城下との出入口（門）や外縁防御の要となった郭で、現在は市街地化が進んでいる。指定地内にはガイダンス施設として「小峰城歴史館」が整備され、VR等の最新技術で歴史や歴代藩主の足跡、市内文化財の情報を発信している。(写真 2-6-5)  
南側には大型観光バス（10台）や普通車（95台）を収容する大規模な駐車場および管理事務所が整備され、広域からの来園者に対応している。(写真 2-6-6)

### 4. 外堀地区

公園北西から西側に位置する。

**蛇頭堀**：現存する水堀で、外縁では釣りを日常的に楽しむ市民の姿が見られる(写真 2-6-7)。民有地が存在するため、園路等の公園施設は整備されていない。

### 5. 東側丘陵地区

本丸の東側に位置し、中世から近世の変遷を留める丘陵地である。

**東側丘陵**：独立性の高い丘陵地で、自然地形を防御に取り込み、北側を意識した防御ラインとして石垣等が構築された(写真 2-6-8)。

**現況と課題**：本丸から東側に延びる要害部として維持されているが、急傾斜地を含み、石垣の保全や植生管理など、維持管理上の課題が大きい。



写真2-6-1 本丸地区 本丸（南西から）



写真2-6-2 本丸地区 竹之丸二重櫓の石垣（東から）



写真2-6-3 本丸地区 前御門・三重櫓側（南東から）



写真2-6-4 二之丸地区内堀跡遺構表示（北東から）



写真2-6-5 三丸之地区 小峰城歴史館



写真2-6-6 三之丸地区駐車場



写真2-6-7 外堀地区 蛇頭堀（南から）



写真2-6-8 東側丘陵地区

## 第7節 史跡整備の現況

### 1. 城山公園と史跡整備の履歴

小峰城跡の特性は、近世城郭としての歴史的価値とともに、廃城後に辿ったさまざまな利活用形態による文化的価値が複合していることにある。

明治以降は、歴史的価値より時代の要請に応えた土地利用が優先されてきたが、城山公園としての利用に転じてからは、城跡であることを公園の特徴として整備を進め市民に親しまれてきた。

表 2-7-1 小峰状整備等の履歴（史跡小峰城跡保存管理計画 2014 ほか）

年号（西暦）	整備等概要
明治9年(1876)	・明治天皇の東北御巡幸の折、馬のせり市が開催される。
明治11年(1878)	・本丸を中心とした範囲が陸軍省の所管となる。
明治16年(1883)	・二之丸周辺が町に払い下げられる。
明治20年(1887)	・本丸の北西側、雪見櫓に隣接した場所に望遠鏡を設置し、皆既日食の観測が行われる。
明治26年(1893)	・本丸周辺が白河町に払い下げられる。
明治41年(1908)	・福島県立農学校の建設。（大正11年まで存続）
明治44年(1911)	・忠魂碑除幕式
大正6年(1918)	・公園開設。
昭和25年(1950)	・国体の開催に伴い、城山球場（市営）を整備。
昭和26年(1950)	・公園面積2.66haを計画決定。※運動に供した利用を開始。
昭和35年(1960)	・総合公園として機能充実を図るため、公園面積を8.9haに拡大。バラ園開設。
昭和35年(1961)	・本丸・二之丸の範囲を市指定史跡とする。
昭和54年(1979)	・市制30周年記念事業の一環として、清水堀を復元しに、堀の土砂浚渫や石垣の修復を実施。
昭和55年(1980)	・城山公園整備計画策定委員会を設置。以降、公園区域内の用地買収や家屋移転等を実施。
昭和57年(1982)	・『白河市城山総合公園基本計画』を策定（2月）。基本計画を基に事業認可を得て、国庫補助事業として実施。
昭和62年(1987)	・『城山総合公園基本計画(変更)』を策定（11月）。 ・三重櫓の復元検討に着手。石垣調査・復元基本設計・木材の養生を実施。
昭和63年(1988)	・三重櫓の実施設計・基礎工事等を開始。
平成元年(1989)	・三重櫓本体建設・電気機械設備を施工（～平成2年頃迄）。
平成2年(1990)	・市道城山線改良工事が「マイロード事業※」の認定を受け、平成2年から6か年で、石畳歩道（白河石）・築地塀（擁壁兼用）・冠木門（白河の関をイメージ）・街路灯（白河提灯祭をイメージ） ・灯籠・植栽を城跡に配慮して整備。（～平成8年頃迄） ※地方の個性と創意工夫を活かし、地域づくりを推進することを目的として行っていた地域振興施策に関連する道路の整備事業。
平成3年(1991)	・三重櫓落成式（4月）。 ・前御門の復元検討に着手。石垣地質調査・復元実施設計を実施。
平成4年(1992)	・木材（ケヤキ）の購入・基礎石積工事を実施。
平成5年(1993)	・前御門本体建設。
平成6年(1994)	・『白河市城山公園基本計画』の見直し（3月報告） ・前御門落成式（4月）。
平成9年(1997)	・文化資産の保全活用を図る『地域ルネッサンス公園整備事業（文化庁・建設省）』の指定を受ける。
平成11年(1999)	・『白河市城山公園基本計画』の見直し（3月報告）
平成23年(2011) ～31年(2019)	・東日本大震災による崩落石垣の修復
平成30年(2018) ～令和4年(2022)	・本丸南面から帯曲輪の園路等整備

## 2. 石垣の修復履歴

小峰城の本質的価値と評されている石垣は、江戸期からたびたび修復されてきた。これまでの修復履歴と修復箇所を下表に示した。

表 2-7-2 石垣修復の履歴（史跡小峰城跡保存管理計画 2014 ほか）

	修復年月	修復箇所		修復年月	修復箇所
1	寛永12年(1635) 8月23日	・本丸門脇枡形の石垣	12	昭和54～55年	・水堀西側（東面・西面） ・水堀東側（東面一部・西面）
2	延宝2年(1674) 8月	・本丸帯曲輪（南西） ・二之丸（西側門脇）	13	昭和55～56年	・清水堀・二之丸（東側）
3	宝永7年(1710) 7月7日	・本丸（東側） ・二之丸（北東側）	14	昭和57～58年	・本丸（南面）
4	正徳元年(1711) 9月	・竹之丸（後ろの石垣）	15	昭和63～ 平成元年	・本丸南（西部）・外堀（北西部）
5	正徳4年(1714) 11月30日	・本丸北（東側櫓台石垣） ・矢之門脇（南側） ・矢之門（北側） ・二之丸藤門脇（東側・西側） ・二之丸藤門枡形内（南西側折廻石垣） ・太鼓門脇（南側・北側） ・三之丸門脇（南側・北側） ・折廻石垣（西側）	16	平成3年	・三重櫓周辺
6	延享5年(1747) 4月	・二之丸太鼓門外（南側塀下）	17	平成6年	・前御門脇
7	文政9年(1826) 10月	・矢之門脇（南側） ・外曲輪搦手門（北側）	18	平成23年～ 平成31年	・本丸跡（南面・西面・北面） ・竹之丸跡（南面）、月見櫓跡、清水門跡 ・帯曲輪門跡、帯曲輪（西面・北面）、搦手門跡 ・築出櫓周辺・藤門跡
8	天保10年(1839)	・多門石垣 ・二之丸（南側） ・清水門脇（西側） ・竹之丸（南側）	19	令和元年～2年	・水懸口
10	嘉永2年(1849)	・竹之丸平櫓の石垣 ・東側の石垣	20	令和2年	・矢之門跡
11	未詳	・竹之丸二重櫓と平櫓間の石垣	21	令和4年	・搦手門跡東

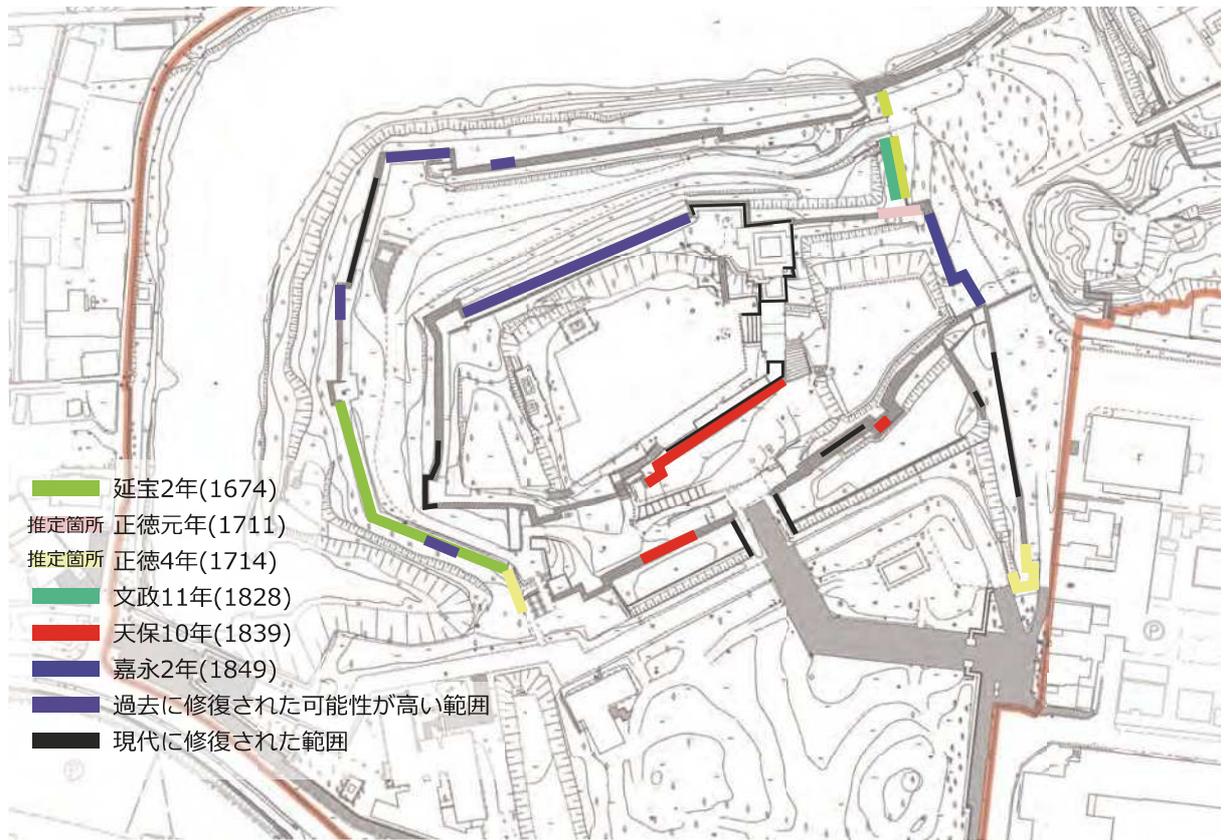


図2-7-1 石垣修築箇所